

## 東和医療圏における入退院連携マニュアル 留意事項

このマニュアルは、医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを目的として、東和医療圏（天理市、山添村を除く）で運用するものとして合意された入退院調整ルールを記載したものです。

マニュアルをご覧いただく際には、以下の事項にご留意ください。

- このマニュアルに記載されている退院調整ルールは、東和医療圏の7市町村（桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村）の病院、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等のケアマネジャー約100名が半年間に8回の会議で議論を積み重ねた上で合意に至り完成したものです。
- 協議に参加した方々は、退院調整を円滑に進めるためには、このマニュアルを活用するだけでなく、病院とケアマネジャーが協議をし、お互いの役割を理解した上で、自分にできることを実行することが大切だという共通認識を持っています。
- 東和医療圏の7市町村では、1ヶ月間で退院調整漏れがどの程度あったのか半年ごとに調査を実施し、ルール運用後に退院調整漏れ率がどのように変化したのかを評価します。
- このマニュアルは完成されたものではありません。今回の協議で合意されたルールを現場で運用し、見直しや修正が必要な点については、半年ごとに開催するルールを見直すための協議の場で再度協議し、より運用しやすいルールへ変更していきます。